

小牧市国民保護計画の一部変更新旧対照表

頁	変更後	変更前	変更理由
<p>第3編 第4章 第2 (P44 ～P46)</p>	<p>3 避難住民の誘導 (1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難 大規模集客施設や旅客輸送施設についても、市は施設 管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等 に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実 施できるよう必要な対策をとる。</u></p> <p><u>(8)～(14)</u> (略)</p>	<p>3 避難住民の誘導 (1)～(6) (略)</p> <p>(7)～(13) (略)</p>	<p>基本指針の変 更に伴う変更 ((7)の追加)</p>